

○被害者等カウンセリング実施要領の制定について

平成30年3月30日例規（府民・生総・刑総・交捜・備総）第46号

この度、「被害者カウンセリング実施要領の制定について」（平成12年3月31日例規（務・刑総・生総・交総・報）第30号）の全部を改正し、別記のとおり被害者等カウンセリング実施要領を定め、平成30年4月1日から実施することとしたので、適切に運用されたい。

別記

被害者等カウンセリング実施要領

第1 趣旨

この要領は、被害者支援推進要綱（平成9年12月25日例規（務・総・生総・地総・刑総・交総・備総）第80号）に基づく被害者支援の一環として、被害者又は被害者の家族その他関係者（以下「被害者等」という。）の精神的被害及び経済的負担の軽減を図るため、被害者等に対するカウンセリング（以下「被害者等カウンセリング」という。）の実施並びに被害者等カウンセリングに係る費用の公費による支出に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 カウンセリング対象者

被害者等カウンセリングの対象となる者（以下「カウンセリング対象者」という。）は、次のいずれかに該当する事件、事故又は事案（以下「事件等」という。）の被害者等とする。

（1）次に掲げる犯罪に係る事件

ア 不同意わいせつ罪（刑法（明治40年法律第45号）第176条の罪で、未遂罪を含む。）

イ 不同意性交等罪（刑法第177条の罪で、未遂罪を含む。）

ウ 監護者わいせつ罪又は監護者性交等罪（刑法第179条の罪で、未遂罪を含む。）

エ 不同意わいせつ致死傷罪、監護者わいせつ致死傷罪、不同意性交等致死傷罪又は監護者性交等致死傷罪（刑法第181条の罪）

オ 殺人罪（刑法第199条の罪）

カ 強盗致死罪（刑法第240条後段の罪）

キ 強盗・不同意性交等罪（刑法第241条第1項の罪）

ク 強盗・不同意性交等致死罪（刑法第241条第3項の罪で、未遂罪を含む。）

ケ 前記アからクまでに掲げる犯罪のほか、故意の犯罪行為により致死の結果を生じた犯罪

（2）交通死亡事故事件

（3）前記（1）及び（2）に掲げるもの以外の事件等で、当該事件等を取り扱った所属長と府民応接センター所長との協議により、被害者等の精神的被害の状態等からカウンセリングを行う必要があると認めるもの

第3 被害者等カウンセリングの種類

被害者等カウンセリングの種類は、次のとおりとする。

（1）委嘱カウンセリング 警察本部長（以下「本部長」という。）が委嘱した公益財団法人関西カウンセリングセンター（以下「カウンセリングセンター」という。）に所属するカウンセラー（以下「委嘱カウンセラー」という。）を警察署等に派遣して行うカウンセリングであって、大阪府警察がカウンセリングに係る費用の実費を公費により支出するものをいう。

（2）支援センターカウンセリング 犯罪被害者等早期援助団体（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項及び第2項に規定する犯罪被害者等早期援助団体をいう。）又は性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（性犯罪・性暴力の被害に遭った直後から、可能な限り1か所で医療支援、カウンセリング等を受けることができる機関として内閣府等が設置を促進しているものをいう。）（以下「支援センター」という。）によるカウンセリングであって、大阪府警察がカウンセリングに係る費用の実費を公費により支出するものをいう。

（3）自主選択カウンセリング カウンセリング対象者が、希望する精神科医、心療内科医、臨床心理士等に直接依頼して行うカウンセリングであって、大阪府警察がカウンセリングに係る費用（診療が行われた場合は、当該診療に係る費用を含む。）の実費を公費により支出するものをいう。

（4）部内カウンセリング 臨床心理士等の資格を有する警察職員を警察署等に派遣して行うカウ

ンセリングをいう。

第4 被害者等カウンセリングの実施対象期間

被害者等カウンセリングの実施の対象となる期間は、原則として被害者等カウンセリングの初回の実施日から3年間とする。ただし、やむを得ない事情が認められる場合には、その期間を超えて実施することができる。

第5 委嘱カウンセリングの運用要領等

1 カウンセラーの委嘱等

(1) 委嘱

本部長は、カウンセリングセンターの理事長が推薦する者のうちからカウンセラーを委嘱するものとする。

(2) 任期

ア 委嘱カウンセラーの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

イ 委嘱カウンセラーの任期中に新たにカウンセラーを委嘱する場合における当該カウンセラーの任期は、前記アの規定にかかわらず、委嘱した日に在任する他の委嘱カウンセラーの残任期間と同一の期間とする。

(3) 解嘱

本部長は、委嘱カウンセラーに次に掲げる事由が生じた場合は、その委嘱を解くものとする。

ア 辞職の申出があったとき。

イ 委嘱カウンセラーとしての任務を遂行するに不適しいと認める理由が生じたとき。

(4) 任務

委嘱カウンセラーは、派遣先において、被害者等カウンセリングを行うことを任務とする。

(5) 委嘱カウンセラー之証の携帯

委嘱カウンセラーは、任務に従事するときは、委嘱カウンセラー之証（別記様式第1号）を携帯し、関係者からの請求があったときは、これを提示するものとする。

2 委嘱カウンセリングの運用要領

(1) 派遣時間

委嘱カウンセラーが派遣に応ずる時間は、原則として各日の午前9時から午後9時までの間とする。

(2) 派遣場所

委嘱カウンセラーの派遣場所は、警察署とする。ただし、被害者等カウンセリングの対象となる事件等を取り扱った所属長（以下「取扱所属長」という。）は、警察署においてカウンセリングを行うことに支障がある場合は、府民応接センター所長と調整の上、カウンセリングに適した場所を選定するものとする。

(3) 派遣要領

ア 取扱所属長は、カウンセリング対象者から委嘱カウンセリングを受けたい旨の申出があった場合は、希望する受診の日時及びカウンセラーの性別を確認した上、カウンセリング要請書（別記様式第2号）により総務部長（府民応接センター）宛てに委嘱カウンセリングの実施を要請するものとする。

イ 総務部長は、前記アにより要請を受けた場合において、委嘱カウンセリングを実施する必要があると認めるときは、カウンセリングセンターの理事長に対し、委嘱カウンセラーの派遣を要請するものとする。

ウ 府民応接センター所長は、カウンセリングセンターから派遣する委嘱カウンセラーの指定等について回答を受けたときは、取扱所属長に対し、必要な連絡を行うものとする。

エ 取扱所属長は、前記ウの連絡を受けたときは、カウンセリング対象者に委嘱カウンセリングの実施の日時及び場所を連絡するものとする。

オ 取扱所属長は、委嘱カウンセリングを実施したときは、実施結果について委嘱カウンセリング実施結果報告書（別記様式第3号）により総務部長（府民応接センター）宛てに報告するものとする。

(4) カウンセリング対象者が委嘱カウンセリングの継続を希望した場合の措置

取扱所属長は、委嘱カウンセリングを受診したカウンセリング対象者から再度、委嘱カウンセ

セリングを受けたい旨の申出があった場合は、府民応接センター所長と協議し、府民応接センター所長が必要と認めるときに限り、カウンセリング要請書により総務部長（府民応接センター）宛てに委嘱カウンセリングの実施を要請するものとする。

(5) 実施上の留意事項

ア 委嘱カウンセリングを行う場所は、相談室、応接室等の人の出入りがなく、カウンセリング対象者が落ち着いてカウンセリングを受けることのできる場所を選定すること。

イ 委嘱カウンセリングには、捜査員は立ち会わないこととし、カウンセリングの内容を事情聴取等の捜査活動に利用しないこと。

第6 支援センターカウンセリングの運用要領

(1) 取扱所属長は、カウンセリング対象者から支援センターカウンセリングを受けたい旨の申出があった場合は、当該カウンセリング対象者の希望する支援センターを確認した上、カウンセリング要請書により総務部長（府民応接センター）宛てに支援センターカウンセリングの実施を要請するものとする。

(2) 総務部長は、前記(1)により要請を受けた場合において、支援センターカウンセリングを実施する必要があると認めるときは、カウンセリング対象者がカウンセリングを希望する支援センターに対し、カウンセリングの実施を依頼するものとする。

第7 自主選択カウンセリングの運用要領

(1) 取扱所属長は、カウンセリング対象者から自主選択カウンセリングを受けたい旨の申出があった場合は、受診予定日、受診医療機関等、自主選択カウンセリングに係る費用を一時的に負担するか否か等を確認の上、府民応接センター所長に事前に連絡し、府民応接センター所長が自主選択カウンセリングを実施する必要があると認めるときは、当該カウンセリング対象者から同意書（別記様式第4号）の提出を受け、カウンセリング要請書に当該同意書を添付の上、総務部長（府民応接センター）宛てに自主選択カウンセリングの実施を要請するものとする。

(2) 取扱所属長は、自主選択カウンセリングの実施後、カウンセリング対象者が自主選択カウンセリングに係る費用を一時的に負担した場合は、当該自主選択カウンセリングに係る領収書その他カウンセリングに係る費用を支払ったことを疎明する資料（以下「領収書等」という。）を確認し、その写しを徴するとともに、当該領収書等の写しを府民応接センター所長に送付するものとする。

第8 部内カウンセリングの運用要領

(1) 取扱所属長は、カウンセリング対象者から部内カウンセリングを受けたい旨の申出があった場合は、府民応接センター所長に連絡するものとし、府民応接センター所長が部内カウンセリングを実施する必要があると認めるときは、カウンセリング要請書により総務部長（府民応接センター）宛てに部内カウンセリングの実施を要請するものとする。

(2) 前記(1)により要請を受けた総務部長は、警察署等に警察職員を派遣して部内カウンセリングを実施するものとする。

第9 所属長の配意事項

所属長は、被害者等カウンセリング制度の運用に当たっては、次に掲げる事項に配意するものとする。

(1) 被害者等に対するカウンセリングの重要性を部下職員に周知徹底するとともに、被害者等カウンセリングの積極的な活用を図ること。

(2) カウンセリング対象者への被害者等カウンセリング制度の教示は、できるだけ早期に行うこと。

なお、既に教示を行った場合であっても、カウンセリング対象者の状況からカウンセリングを実施する必要があると認められるときは、その都度速やかに被害者等カウンセリングの希望の有無を確認すること。

(3) 被害者等カウンセリングは、カウンセリング対象者の希望に基づいて行うものであり、強制されて受けるものではないということを明確に教示し、理解を得るよう配意すること。

(4) カウンセリング対象者が少年の場合はその保護者に対して、成人の場合は可能な限り家族等に対して被害者等カウンセリングについて説明し、本人の希望に基づきカウンセリングを行うことについての同意を得ておくこと。

第10 経過措置

- 1 この例規通達実施の際現に「被害者カウンセリング実施要領の制定について」（平成12年3月31日例規（務・刑総・生総・交総・報）第30号）の規定により委嘱カウンセラーの派遣による被害者カウンセリングの実施の対象となる被害者は、この例規通達の規定によりカウンセリング対象者となる者とみなす。
- 2 「被害者カウンセリング実施要領の一部改正について」（令和5年3月24日例規（府民・生総・刑総・交捜・備総）第25号。以下この2において「一部改正例規」という。）の実施の際現に一部改正例規による改正前の被害者カウンセリング実施要領の規定により委嘱カウンセリング、支援センターカウンセリング及び自主選択カウンセリングを受診している者は、一部改正例規による改正後の被害者カウンセリング実施要領の規定により委嘱カウンセリング、支援センターカウンセリング及び自主選択カウンセリングを受診している者となる者とみなす。ただし、一部改正例規の実施の日前に受診したカウンセリングの公費による支出の範囲については、なお従前の例による。
- 3 「「被害者カウンセリング実施要領の制定について」の一部改正について」（令和5年8月31日例規（府民・生総・刑総・交捜・備総）第60号。以下この3及び後記4において「一部改正例規」という。）の実施の際現に一部改正例規による改正前の被害者カウンセリング実施要領の規定により被害者カウンセリングを受診している者は、一部改正例規による改正後の被害者等カウンセリング実施要領の規定により被害者等カウンセリングを受診している者となる者とみなす。
- 4 一部改正例規の実施の日前に発生した事件等に係る被害者等カウンセリングの対象となる者の範囲については、なお従前の例による。

前 文（抄）（令和5年3月24日例規（府民・生総・刑総・交捜・備総）第25号）

令和5年4月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

前 文（抄）（令和5年8月31日例規（府民・生総・刑総・交捜・備総）第60号）

令和5年9月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。